

# 例をご存知ですか？

能美市議会基本条例は、能美市議会の運営をどのように行うのかを定めた、議会の最高規範となる条例で、平成26年3月に制定されました。

この条例では、議会が市民の意思を反映するため、情報提供に努めるとともに説明責任を果たす「市民に開かれた議会」を実践し、市民との接点を積極的に求める「信頼される議会」の実現を掲げています。

## ●能美市議会基本条例・前文（一部抜粋）

議会の議員と市長は、ともに市民の負託を受ける直接選挙によって選ばれた二元代表制の一員である。

すなわち、二元代表制の一翼を担う議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視及び評価を行い、市政を方向づける市民の意思決定機関でなければならない。

地方分権時代のいま、豊かな市民生活を築くために地域の特性に合わせた市政の実現が求められており、市民の意思を反映する議会の役割がますます重要となっていることから、議会は市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの推進に向けて不断の努力を重ねていかなければならない。

よって、議会が公正性かつ透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する信頼される議会を目指し、ここに、議会と市民及び市長等との関係等に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

## ●条例の構成

附則	第9章	第8章	第7章	第6章	第5章	第4章	第3章	第2章	第1章	前文
	議会改革の推進等 (第26条・第27条)	最高規範性 (第25条)	政務活動費 (第24条)	議員の政治倫理、定数及び議員報酬 (第21条―第23条)	議会の機能強化 (第16条―第20条)	議会と行政との関係 (第11条―第15条)	議会と市民との関係 (第8条―第10条)	議会及び議員の役割と活動の原則 (第3条―第7条)	総則 (第1条・第2条)	

能美市議会基本条例の全文は、能美市ホームページからご覧いただけます。

# 能美市議会基本条例

## ●能美市議会基本条例の3つのポイント

### ① 議会活動の情報公開を推進します（第8条関係）

原文  
抜粋

議会は、市民に対して議会活動に関する情報公開を積極的に推進し、市民の信頼度を高めるとともに、十分な説明責任を果たさなければならない。

活動  
経過

能美市議会では、本会議及び委員会の傍聴ができ、本会議についてはテレビ中継も実施しています。また、ウェブ上で本会議映像・会議録を公開しており、パソコンやスマートフォンなどから過去の本会議の様態をご覧ください。



#### 能美市議会映像配信

能美市議会の本会議の録画映像を見ることができます。

また、案内役とナレーション役を議員自らが務め、議会の内容をわかりやすくお伝えする「なるほど議会」も掲載しています。



「能美市議会映像配信」で検索！



#### 能美市議会会議録

能美市議会の本会議の会議録を見ることができます。

定例会・臨時会ごとに分類され、議員や市長といった発言者やキーワードでも、会議録を検索できます。



「能美市議会会議録」で検索！

### ② 市民との意見交換の場を設けます（第9条関係）

原文  
抜粋

議会は、市民との意見交換の場を設けるほか、その活動に参画する機会を確保し、市民の意思を議会活動に反映するよう努めるものとする。

活動  
経過

これまで、市内中学生や寺井高校生、市内企業で働く人たちとの意見交換会や、市民を交えた議会報告会を開催してきました。

### ③ 広報機能の充実に努めます（第10条関係）

原文  
抜粋

議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう努めるものとする。

活動  
経過

議会広報誌（のみだより）を年4回発行しているほか、市ホームページ、フェイスブック、ケーブルテレビ等を活用した広報活動を行っています。